

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社デジタルリフト		コード	9244
提出日	2025/12/23		異動（予定）日	2025/12/25
独立役員届出書の提出理由	2025年12月25日に開催予定の第13期定時株主総会において、社外監査役の選任議案が付議されるため。新たに、中谷百合子氏が社外監査役として就任をし、また、同日付けで独立役員である久保聖氏が、社外監査役を辞任のため、異動が生じました。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	奥石雅志	社外取締役	○													○	有	
2	金山藍子	社外取締役	○													○	有	
3	中谷百合子	社外監査役	○													○	新任	有
4	水野祐	社外監査役	○													○	有	
5	大谷はるみ	社外監査役	○													△		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	経営者として長年に亘り経験を積まれており、当社が属するデジタルマーケティング業界における知見を有しており、様々な観点から当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を行い、社外取締役としてコーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ることができるものと期待しております。また、当社との間には人間関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はないことから、独立性が確保されており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社が属するデジタルマーケティング業界における知識を有しており、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客觀的視点で、独立性をもって監視を遂行するに適任であります。そのことにより、社外取締役として取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと期待しております。また、当社との間には人間の関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はないことから、独立性が確保されており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	弁護士として法令及びコーポレート・ガバナンスに関する専門的な経験と知識を有していることから、その経験・知識等を社外監査役として当社グループの経営及び監査・監督に活かすことを期待しております。また、当社との間には人間の関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はないことから、独立性が確保されており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当事項はありません。	弁護士として法令及びコーポレート・ガバナンスに関する専門的な経験と知識を有していることから、その経験・知識等を社外監査役として当社グループの経営及び監査・監督に活かすことを期待しております。また、当社との間には人間の関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はないことから、独立性が確保されており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
5	大谷はるみ氏は、2023年6月まで、当社の会計監査人である有限責任あさ監査法人に在籍しておりましたが、在籍当時も当社の監査業務に関与したことではなく、既に退任から1年以上が経過しているほか、有限責任あさ監査法人は、第12期定時株主総会の終結をもって当社の会計監査人を退任するものであることから社外監査役としての独立性に問題はないものと判断しております。	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。また、同氏は上記に該当しますが、左記のとおり一般株主との間で利益相反が生じるおそれがない独立性を十分に有しているものと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するために、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、以下のとおり独自の基準を定めています。ただし、社外役員の選任には、独立性だけでなく、それぞれの知識、能力、見識及び人格等を考慮して選定していますので、会社法に定める社外役員の要件を満たし、かつ社外役員として当社の意思決定に対し指摘、意見することができる人材については、以下の各項目中の基準に満たない場合でも社外役員として招聘することがあります。
【社外役員の独立性に関する基準】
当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有していると判断される場合には、当該社外取締役又は社外監査役が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしております。
(1) 当社(当社連結子会社を含む。以下同じ。)を主要な取引先とする者
(2) 当社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用者である者
(3) 当社の主要な取引先である者
(4) 当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用者である者
(5) 当社から役員報酬額以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
(6) 当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
(7) 当社の主要株主である者
(8) 当社の主要株主である会社等の法人の業務執行取締役その他の業務執行者である者
(9) 当社から一定額を超える寄付又は助成を受けている者
(10) 当社から一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
(11) 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用者である者
(12) 上記①～⑩に過去3年間において該当している者
(13) 上記①～⑫に該当する者（重要なない者を除く。）の配偶者又は二親等以内の親族
(14) 当社の取締役、執行役員若しくは支配人その他の重要な使用者である者（過去3年間において該当していた者を含む。）の配偶者又は二親等以内の親族
(注)
1. ①及び②において、「当社を主要な取引先とする者（又は会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（又は会社）の年間売上原価の2%以上の支払いを当社から受けた者（又は会社）」、「年間1,000万円以上を当社に融資している者（又は会社）」をいう。
2. ③及び④において、「当社の主要な取引先である者（又は会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（又は会社）」、「年間1,000万円以上を当社から融資を受けている者（又は会社）」をいう。
3. ⑤～⑧において、「一定額」とは、「直近事業年度における法人、組合等の団体の年間総収入の2%以上又は1億円のいずれか高い方」であることをいう。
4. ⑨～⑫において、「主要株主」とは、「総株主の譲渡権の10%以上を直接又は間接に保有している株主」をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. 及びh. のいずれにも該当しないものの業務執行者（本人のみ））
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。